

田原本町

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

田原本町

目次

1	策定の趣旨	1
2	障害者福祉をめぐる国等の動き	1
3	計画における「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」	2
4	計画期間	2
5	計画の対象	3
6	障がい者を取り巻く現状	4
	（1）人口等の推移	4
	（2）障がい者数等の現状	6
7	成果目標・障害福祉サービス等の取組状況	10
	（1）成果目標の達成状況	10
	（2）障害福祉サービスの状況	16
8	成果目標・障害福祉サービス等の見込み量	23
	（1）成果目標	23
	（2）障害福祉サービスの見込み	30
9	資料編	46
	（1）田原本町障害者計画等策定委員会規則	46
	（2）田原本町障害者計画等策定委員会委員名簿	48
	（3）計画策定経過	49
	（4）用語の説明	50

本計画において、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表す場合は、「障害」の「害」を「ひらがな表記」としています。

ただし、法令名や団体等の固有名詞として使用する場合や人の状態を表さない場合は「障害」と表記しています。

<例>

障害のある人	⇒	「障がいのある人」
障害児	⇒	「障がい児」
障害者基本法	⇒	「障害者基本法」
障害福祉サービス	⇒	「障害福祉サービス」

本計画の中に令和5年12月6日から15日に田原本町役場で行われた第32回田原本町心身障害者・児作品展の写真を掲載しています。

1 策定の趣旨

田原本町では、令和3年3月に「第4次田原本町障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、「一人ひとりを大切に ともに生きる社会」を基本理念として、各種障害者施策を進めてきました。

「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度に満了になることから、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（以下、「本計画」という）」を策定します。

2 障害者福祉をめぐる国等の動き

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、計画策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。本計画の策定においても国の動向等を踏まえることが重要です。

「第4次田原本町障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定以降の主な動き

年・月	主な動き
令和3年9月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「医療的ケア児支援法」 ○ 医療的ケア児への支援とその家族の離職の防止
令和4年5月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」 ○ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進等
令和5年3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者基本計画（第5次）」の策定 ○ 障がい者の自立と社会参加等を支援するための施策を、総合的・計画的に推進するために策定される、政府が取り組む障がいのある人のための施策に関する最も基本的な計画
本計画策定以降に施行 令和6年4月施行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者総合支援法」等の改正 ○ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等 ※これにより、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」「障害者の雇用の促進等に関する法律」についても一部改正となった。 ■ 「児童福祉法」の改正 ○ 包括的な支援のための体制強化、児童の居場所づくりの支援実施、児童発達支援の類型一元化、障害児入所施設の22歳までの入所継続可能等 ■ 「障害者差別解消法」の改正 ○ 「合理的配慮」の事業者における義務化等

3 計画における「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の必要量や提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間を基本とする	3年間を基本とする
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の必要量や提供体制確保等について定める

4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

「田原本町障害者計画」と「田原本町障害福祉計画」の計画期間

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
第4次障害者計画						第5次障害者計画		
第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画		

5 計画の対象

障害者基本法第二条第一号において、障がい者を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害^{※1}を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁^{※2}により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

本計画においては、法の趣旨に沿って計画の対象者を、障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、田原本町内の障がい者全てとします。

【対象となる人の例】	【関連法】	【内 容】
身体障がい者	身体障害者福祉法	この法律において、「身体障害者」とは、身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
知的障がい者	知的障害者福祉法	知的障害者の定義は明確に条文化されていない。ただし、厚生労働省は「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。
精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
障がい児	児童福祉法	この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。
発達障がい者	発達障害者支援法	この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。
難病患者	障害者総合支援法	この法律における難病等の範囲は、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患 [※] として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととしている。 ※対象疾患は令和3年11月より366疾患

※1：自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他低年齢児に発症した脳機能障害のこと。

※2：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

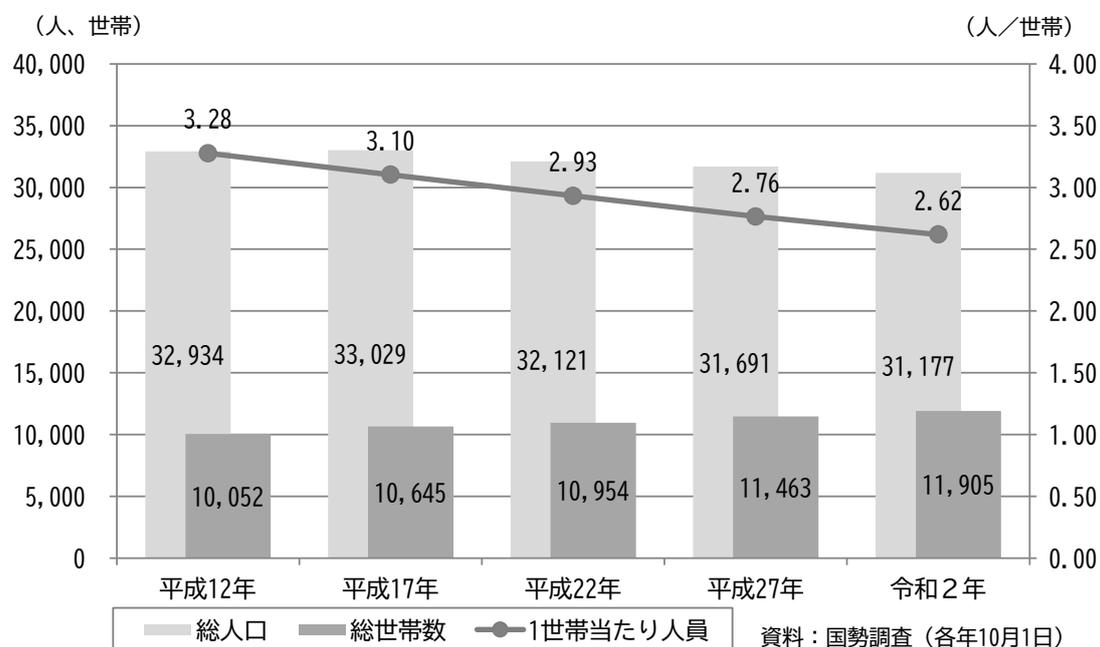
6 障がい者を取り巻く現状

(1) 人口等の推移

① 総人口と総世帯数の推移

国勢調査における本町の総人口の推移をみると、平成17年にかけて増加傾向となっていました。以降は減少に転じており、令和2年では31,177人となっています。また、総世帯数は、一貫して増加を続けており、令和2年11,905世帯となっています。

1世帯当たりの人員は、平成12年の3.28人/世帯から令和2年の2.62人/世帯へと、縮小が続いています。



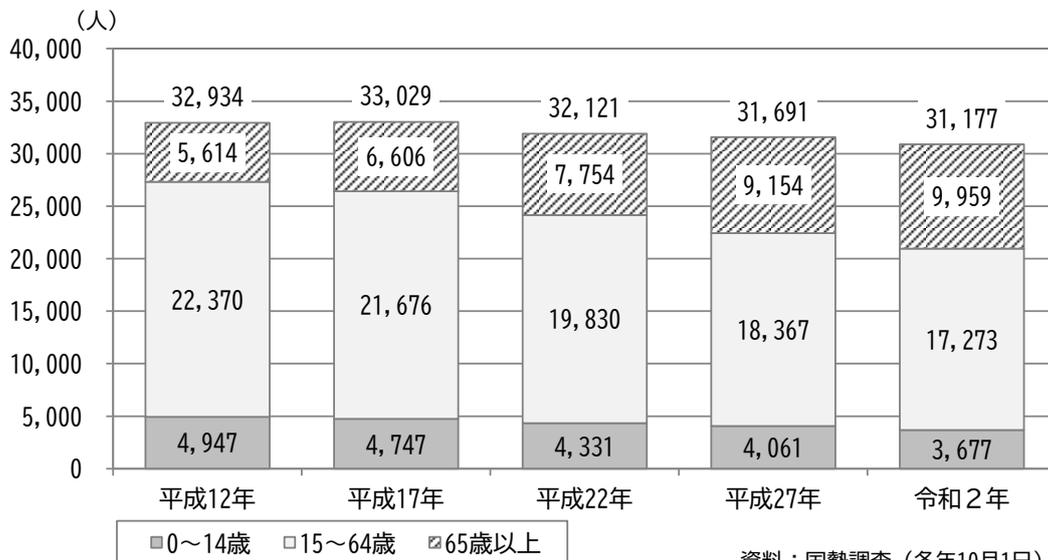
(単位：人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	変化率 (H12⇒R2)
総人口	32,934	33,029	32,121	31,691	31,177	-5.3%
総世帯数	10,052	10,645	10,954	11,463	11,905	18.4%
1世帯当たり人員	3.28	3.10	2.93	2.76	2.62	-20.1%

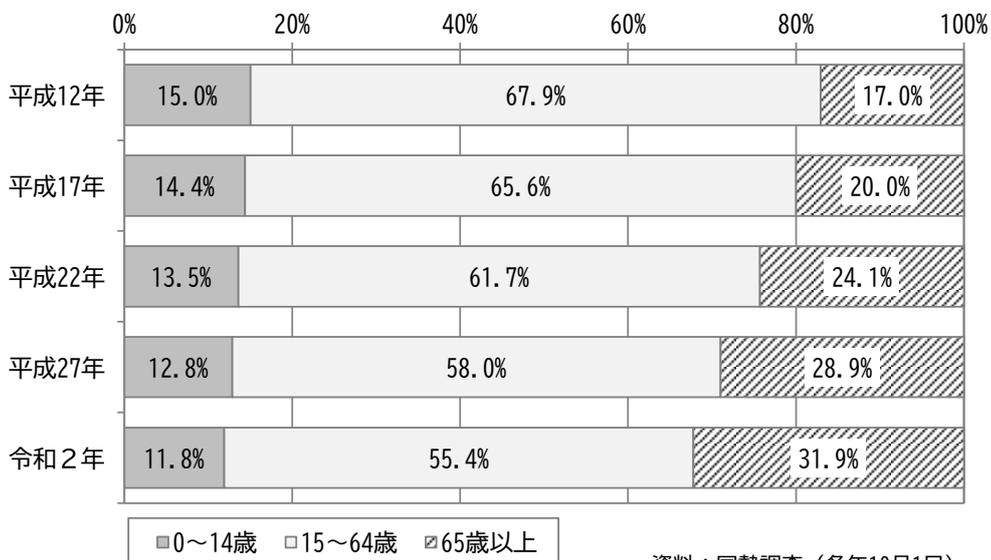
資料：国勢調査（各年10月1日）

② 年齢3区分別人口構成比の推移

人口について、年齢3区分別でみると、「65歳以上」の割合は増加傾向で推移しており、令和2年では31.9%となっています。一方、「0～14歳」「15～64歳」の割合は減少傾向にあり、少子高齢化の進行がみられます。



資料：国勢調査（各年10月1日）
 ※総人口には年齢不詳を含むため、年齢3区分の合計とは一致しません



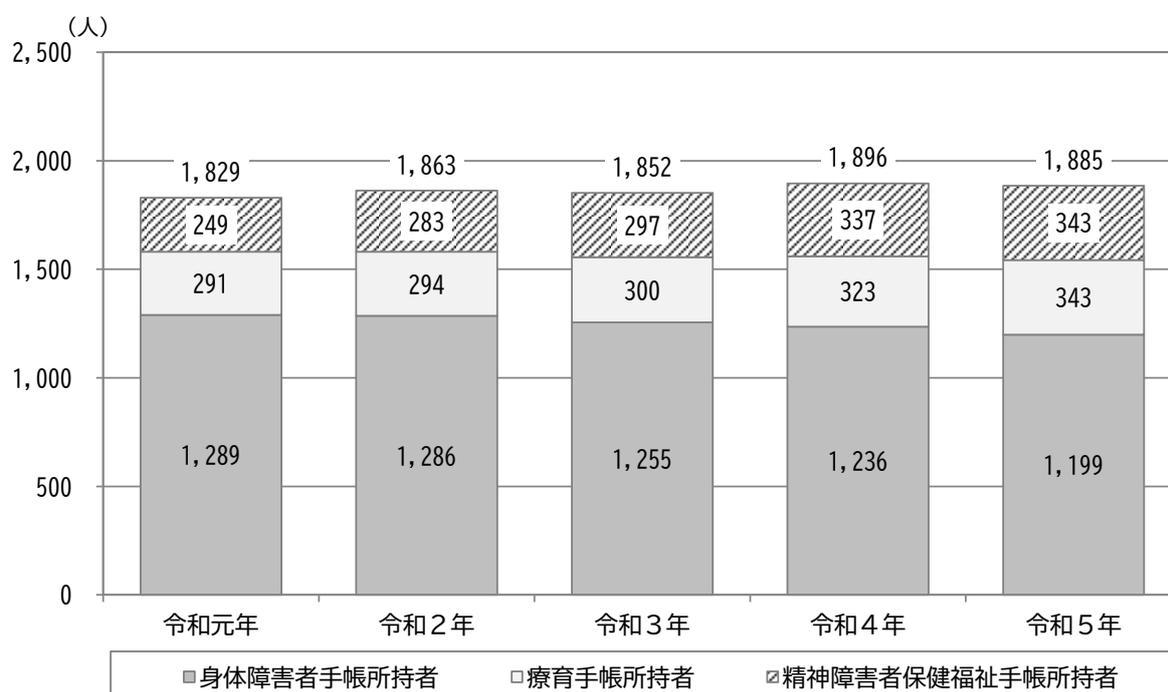
資料：国勢調査（各年10月1日）
 ※総人口には年齢不詳を含むため、また、四捨五入の関係で、各年齢の比率の合計が100%にならない場合があります

(2) 障がい者数等の現状

① 障害者手帳所持者数の推移

令和元年からの各種障害者手帳所持者数の推移をみると、増減を繰り返しつつほぼ横ばいで推移しており、令和5年では1,885人となっています。

身体障害者手帳所持者は、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者と比べ、人口に対する所持率が高いですが、減少傾向となっています。また、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の変化率（R1⇒R5）が大きくなっています。



資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	変化率 (R1⇒R5)
総数		1,829	1,863	1,852	1,896	1,885	3.1%
身体障害者手帳	所持者数 (所持率)	1,289 (4.0%)	1,286 (4.0%)	1,255 (3.9%)	1,236 (3.9%)	1,199 (3.8%)	-7.0%
	18歳未満	19	23	24	21	25	/
	18～64歳	288	274	275	280	278	
	65歳以上	982	989	956	935	896	
療育手帳	所持者数 (所持率)	291 (0.9%)	294 (0.9%)	300 (0.9%)	323 (1.0%)	343 (1.1%)	17.9%
	18歳未満	79	100	97	108	122	/
	18～64歳	195	179	187	196	203	
	65歳以上	17	15	16	19	18	
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数 (所持率)	249 (0.8%)	283 (0.9%)	297 (0.9%)	337 (1.1%)	343 (1.1%)	37.8%
	18歳未満	14	18	18	20	20	/
	18～64歳	194	219	233	267	277	
	65歳以上	41	46	46	50	46	

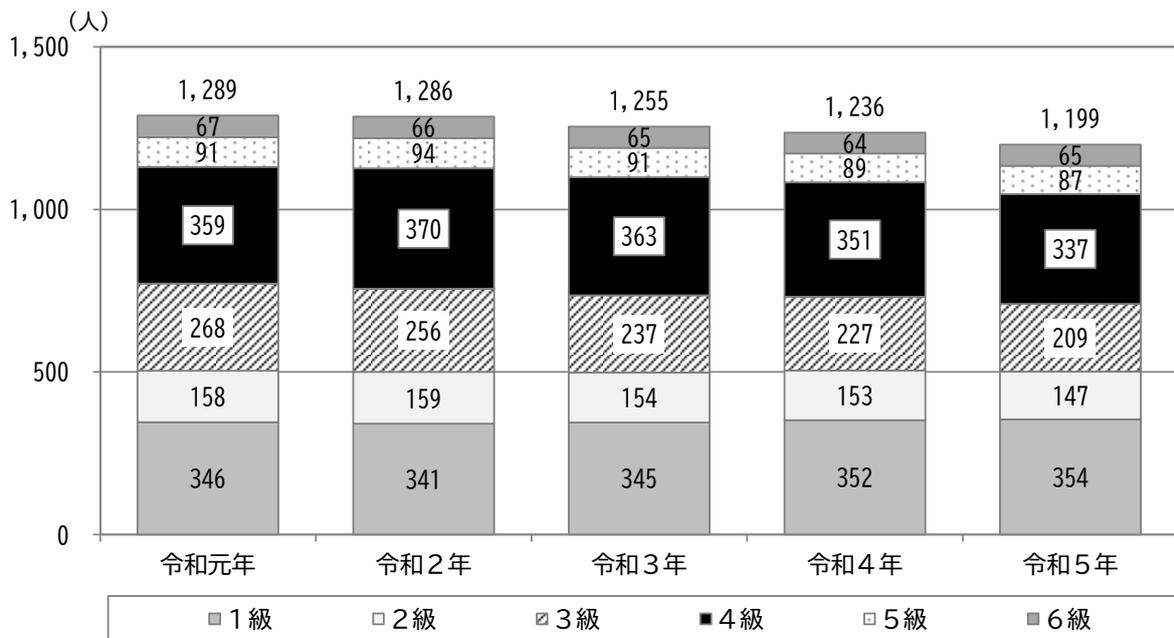
資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）

※所持率は各年の手帳所持者数を住民基本台帳（各年3月31日現在）の人口で除した値

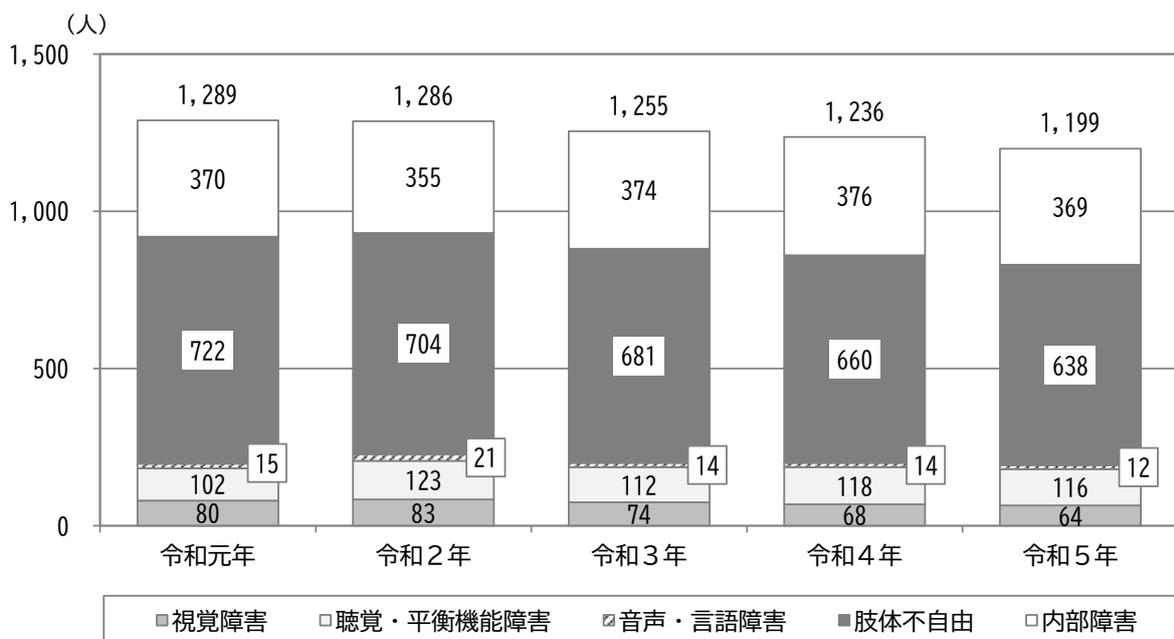
② 身体障害者手帳所持者数の推移

令和元年からの身体障害者手帳所持者数の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和5年では1,199人となっています。

等級別にみると「1級」と「4級」が多く、種類別にみると「肢体不自由」が多くなっています。



資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）

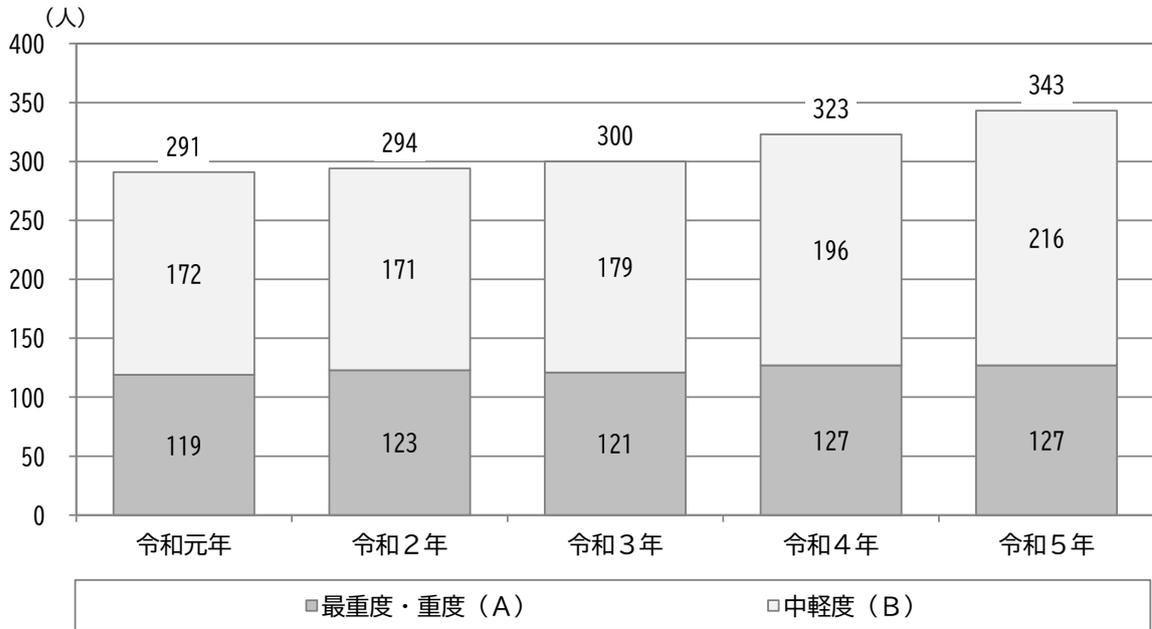


資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）

③ 療育手帳所持者数の推移

令和元年からの療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和5年では343人となっています。

等級別にみると「中軽度（B）」が多くなっています。

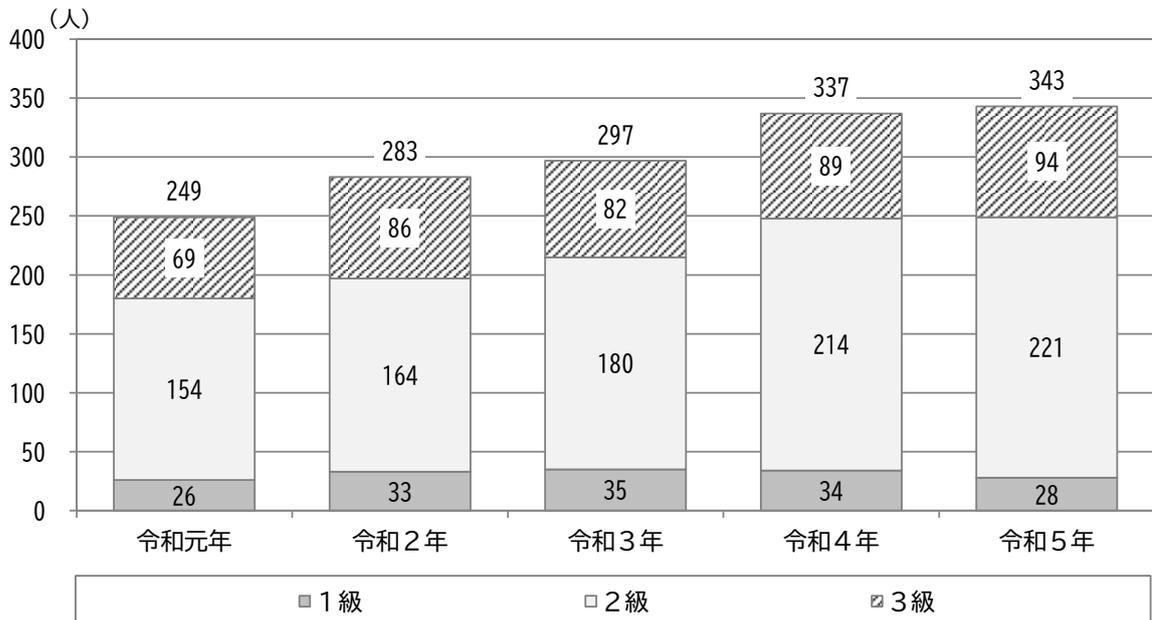


資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和元年からの精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和5年では343人となっています。

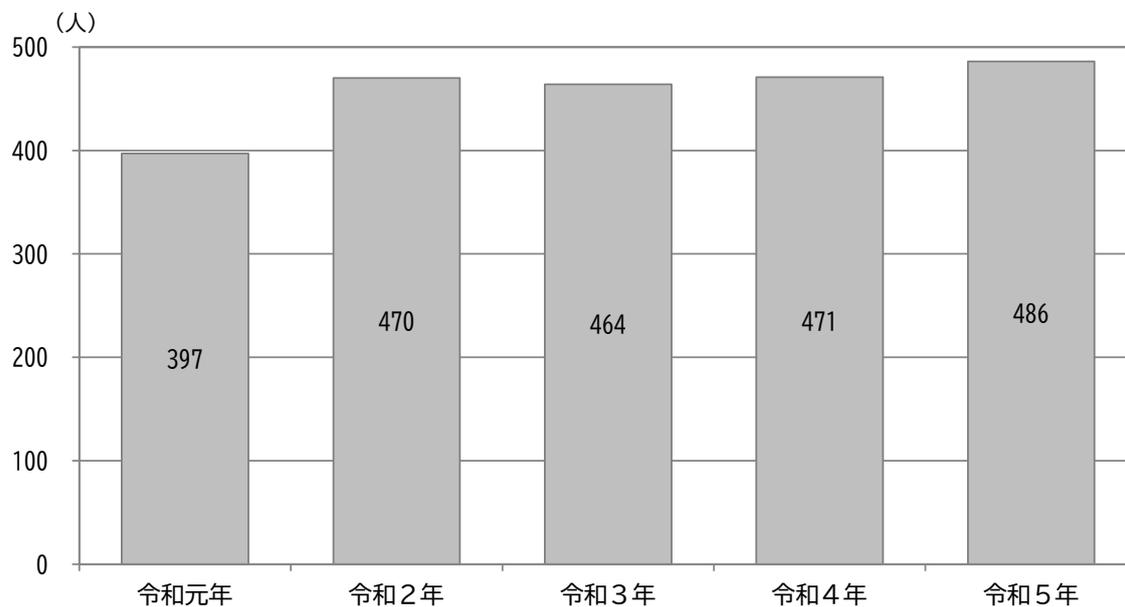
等級別にみると「2級」が多くなっています。



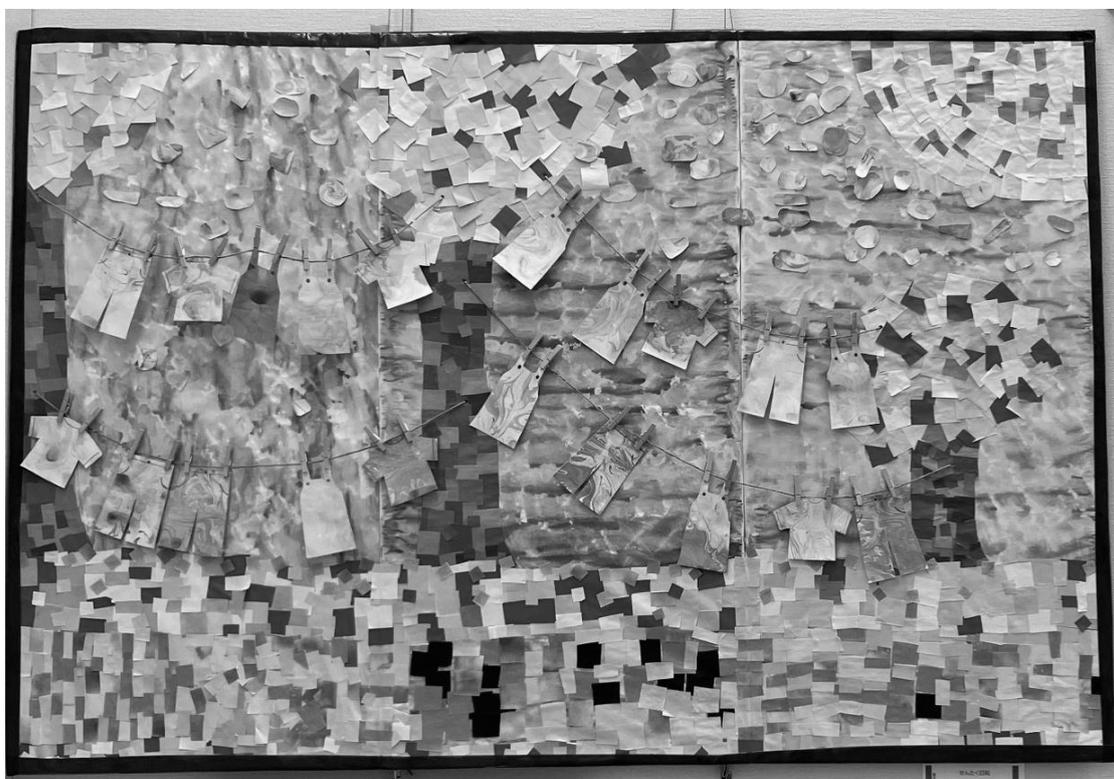
資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）

⑤ 自立支援（精神通院）医療受給者数の推移

令和元年からの自立支援（精神通院）医療受給者数の推移をみると、増減を繰り返して推移しており、令和5年では486人となっています。



資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）



第32回田原本町心身障害者・児作品展より

7 成果目標・障害福祉サービス等の取組状況

(1) 成果目標の達成状況

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標】

項目		数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)		24人	令和2年3月31日時点の施設入所者数
令和5年度末時点の入所者数 (B)	目標値	22人	令和5年度末時点の施設入所者数
	実績値	22人	
削減見込	目標値	2人	(A) - (B)
	実績値	2人	
(A)のうち令和5年度までの地域生活移行者数	目標値	2人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
	実績値	1人	

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数値	
令和5年度末までに協議の場の設置	目標値	1箇所(圏域)
	実績値	未設置※

※協議の場の設置に関する実績としては未設置となっているが、令和3年度より重層的支援体制整備事業の移行準備事業に取り組む中で、町の相談支援体制の構築を進めている。

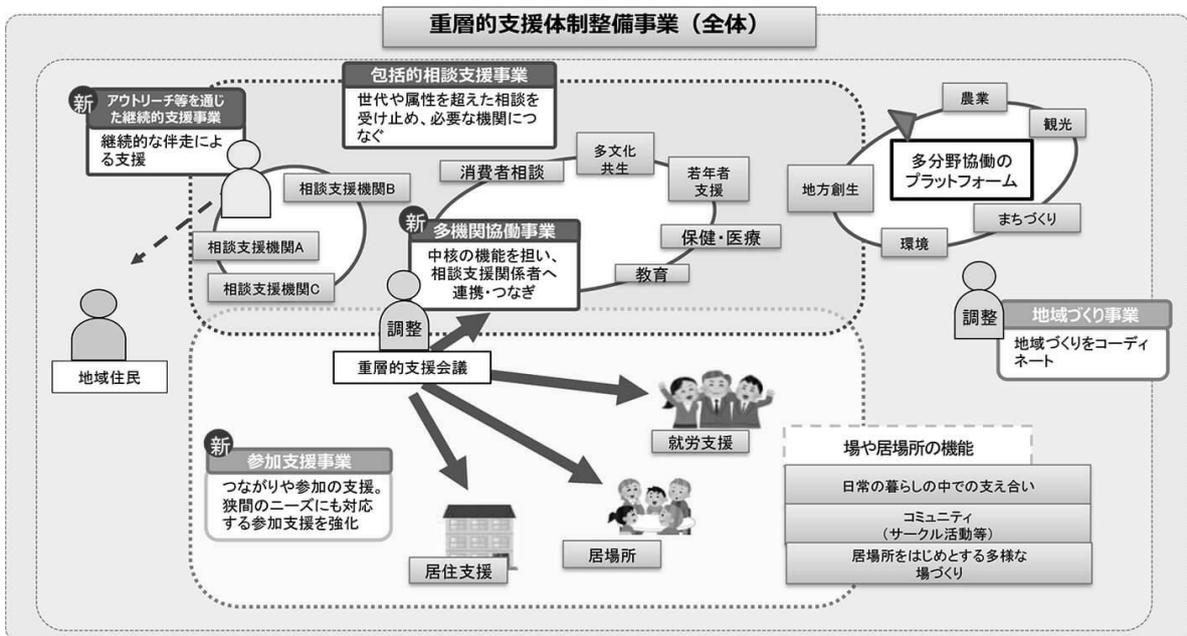
【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標】

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	0回	5回	0回	5回	0回
協議の場への関係者の参加者数	10人	0人	10人	0人	10人	0人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	0回	0回	1回	0回
精神障がい者の地域移行支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
精神障がい者の地域定着支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
精神障がい者の共同生活援助	14人	14人	16人	19人	18人	17人
精神障がい者の自立生活援助	1人	0人	1人	0人	1人	0人

国が示す重層的支援体制整備事業のイメージ図

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- 長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- 地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



※厚生労働省資料より抜粋

③ 地域生活支援拠点等の整備

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数値	
令和5年度末までに地域生活支援拠点等の整備	目標値	1箇所（圏域）
	実績値	未設置
機能充実に向けた、運用状況の検証及び検討の実施	目標値	年1回以上実施
	実績値	未実施

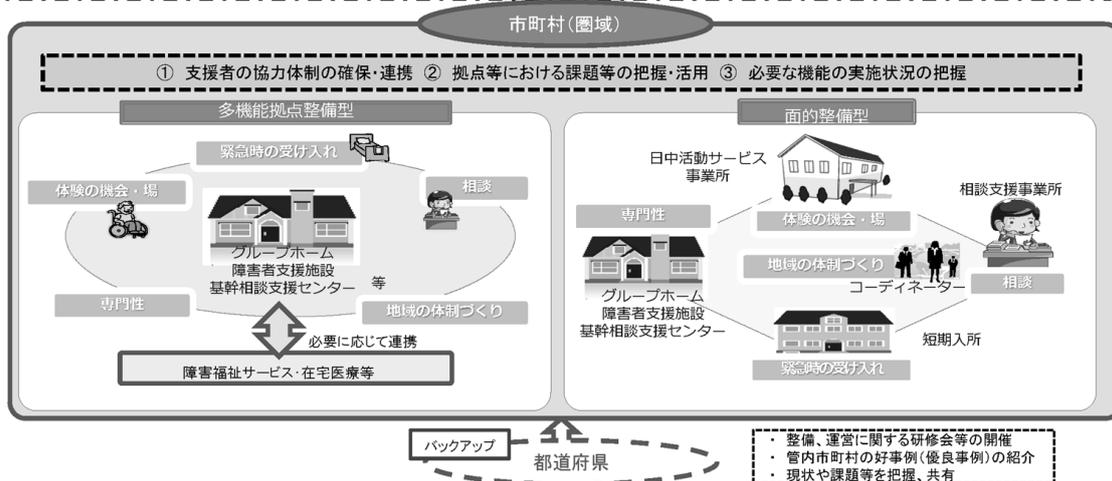
※地域生活支援拠点等が備える5つの機能

- ①相談：必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能
- ②緊急時の受け入れ・対応：緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- ③体験の機会・場：共同生活援助等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- ④専門的人材の確保・養成：専門的対応の体制確保や、専門的対応ができる人材の養成を行う機能
- ⑤地域の体制づくり：サービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

国が示す生活支援拠点等の整備手法のイメージ図

※田原本町として検討を進めているのは「面的整備型」

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



※厚生労働省資料より抜粋

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標】

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた、年1回以上運用状況の検証及び検討の回数	1回	0回	1回	0回	1回	0回

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数値	考え方
令和元年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	4人	令和元年度に福祉施設から一般就労した者の数
令和5年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	目標値	令和5年度に福祉施設から一般就労した者の数
	実績値	
令和5年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	目標値	令和5年度に一般就労した者のうち、就労移行支援事業利用者
	実績値	
令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	目標値	令和5年度に一般就労した者のうち、就労継続支援A型事業利用者
	実績値	
令和5年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	目標値	令和5年度に一般就労した者のうち、就労継続支援B型事業利用者
	実績値	

項目	数値	考え方
令和5年度の一般就労への移行者数（A）	6人	令和5年度に一般就労した者の数
（A）のうち就労定着支援事業の利用者数	目標値	令和5年度に一般就労した者のうち、就労定着支援事業を利用した者の数
	実績値	

項目	数値	考え方
令和5年度末の、就労定着支援事業所数（A）	目標値	令和6年3月31日時点の就労定着支援事業所数
	実績値	
（A）のうち就労定着率8割以上の就労移行支援事業所数	目標値	就労定着率8割以上の就労移行支援事業所数
	実績値	



第32回田原本町心身障害者・児作品展より

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標】

項目		数値
令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置数	目標値	1箇所
	実績値	1箇所
令和5年度末までに、保育所など訪問支援を利用できる体制を構築	目標値	構築済
	実績値	構築済

項目		数値
令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	目標値	1箇所
	実績値	2箇所
令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	目標値	1箇所
	実績値	2箇所

項目		数値
令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	目標値	設置
	実績値	未設置
令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	目標値	配置
	実績値	配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標】

項目		数値
令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保	目標値	確保
	実績値	未確保※

※基幹相談支援センターの設置を含む相談支援体制の確保としては未確保となっているが、令和3年度より重層的支援体制整備事業の移行準備事業に取り組む中で、町の相談支援体制の構築を進めている。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標】

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
総合的・専門的な相談支援体制の有無	有	無	有	無	有	無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件	0件	5件	0件	5件	0件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	0件	1件	0件	1件	0件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	0回	3回	0回	3回	0回

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数値	
令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制を構築	目標値	構築
	実績値	未構築

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標】

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無	有	有	有	有	有	有
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	2人	2人	3人	2人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無	無	無	無	無	有	無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	0回	0回	0回	0回	1回	0回

(2) 障害福祉サービスの状況

①訪問系サービス

項目		単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護	時間/月	計画値	850	880	910
			実績値	937	900	986
		人/月	計画値	76	78	80
			実績値	76	71	78
	重度訪問介護	時間/月	計画値	710	710	710
			実績値	695	689	860
		人/月	計画値	3	3	3
			実績値	3	3	4
	行動援護	時間/月	計画値	840	860	880
			実績値	859	858	916
		人/月	計画値	32	33	34
			実績値	25	26	28
	重度障害者等包括支援	時間/月	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
人/月		計画値	0	0	0	
		実績値	0	0	0	
同行援護	時間/月	計画値	102	106	110	
		実績値	73	71	72	
	人/月	計画値	6	6	7	
		実績値	5	4	3	

※【単位の考え方】

時間：月間・年間の総利用時間数

人：月間・年間の総実利用者数

人日：月間・年間の総利用日数

※【令和5年度実績値】

令和5年3月～10月実績を基に算出した見込み値

以下同様

② 日中活動系サービス

項目		単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中活動系	短期入所（福祉型）	人日/月	計画値	72	76	80
			実績値	56	63	65
		人/月	計画値	17	18	19
			実績値	13	14	16
	短期入所（医療型）	人日/月	計画値	15	15	15
			実績値	3	5	8
		人/月	計画値	3	3	3
			実績値	1	1	2
	生活介護	人日/月	計画値	1,710	1,790	1,870
			実績値	1,594	1,580	1,661
		人/月	計画値	90	94	98
			実績値	86	87	90
	療養介護	人/月	計画値	9	9	9
			実績値	9	9	9
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	計画値	30	30	30
			実績値	16	17	16
		人/月	計画値	2	2	2
			実績値	1	2	2
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	計画値	480	480	480
			実績値	387	313	241
人/月		計画値	24	24	24	
		実績値	20	16	13	
就労移行支援	人日/月	計画値	160	160	160	
		実績値	83	111	119	
	人/月	計画値	8	8	8	
		実績値	5	7	8	
就労継続支援A型	人日/月	計画値	500	520	540	
		実績値	500	563	524	
	人/月	計画値	25	26	27	
		実績値	26	29	27	
就労継続支援B型	人日/月	計画値	840	910	980	
		実績値	808	874	895	
	人/月	計画値	60	65	70	
		実績値	56	62	62	
就労定着支援	人/月	計画値	2	4	6	
		実績値	1	1	1	

③ 居住系サービス

項目		単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居住系	共同生活援助	人/月	計画値	35	40	45
			実績値	34	37	41
	施設入所支援	人/月	計画値	24	24	22
			実績値	22	22	22
	自立生活援助	人/月	計画値	2	2	2
			実績値	0	0	0

④ 相談支援（サービス等利用計画作成）

項目		単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	計画相談支援	人/月	計画値	40	42	45
			実績値	40	44	46
	地域移行支援	人/月	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
	地域定着支援	人/月	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0

⑤ 地域生活支援事業

【必須事業】

ア 相談支援事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
基幹相談支援センター	有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無

イ 意思疎通支援事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	計画値	5	5	5
		実績値	5	5	4
手話通訳者設置事業	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	3	2	2

ウ 日常生活用具給付等事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	計画値	2	2	2
		実績値	1	2	8
自立生活支援用具	件/年	計画値	3	3	3
		実績値	6	1	2
在宅療養等支援用具	件/年	計画値	5	5	5
		実績値	3	5	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	計画値	3	3	3
		実績値	1	4	2
排泄管理支援用具	件/年	計画値	885	890	895
		実績値	908	1,044	1,010
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1

エ 移動支援事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/月	計画値	370	370	370
		実績値	280	368	379

※令和3年度では、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少した。

オ 地域活動支援センター事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	計画値	4	4	4
		実績値	4	4	4
	人/年	計画値	10	10	10
		実績値	6	6	6

カ 手話奉仕員養成研修事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	計画値	10	10	10
		実績値	6	22	15

キ 理解促進研修・啓発事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

ク 自発的活動支援事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

【任意事業】

ア 訪問入浴サービス事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3

イ 更生訓練費給付事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

ウ 日中一時支援事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/月	計画値	5	5	5
		実績値	5	2	3

エ 社会参加支援事業

項目	単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	計画値	150	150	150
		実績値	140	140	140
声の広報発行事業	人/月	計画値	5	5	5
		実績値	4	3	3
奉仕員養成研修事業	人/年	計画値	7	7	7
		実績値	—	—	6
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1

※奉仕員養成研修事業について、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により実施せず、令和4年度は、募集定員に達しなかったため実施しなかった。

⑥障がい児への支援の状況

①障害児通所支援

項目		単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所支援	児童発達支援	人日/月	計画値	590	684	793
			実績値	533	623	753
		人/月	計画値	66	76	88
			実績値	71	86	103
	放課後等デイサービス	人日/月	計画値	740	850	992
			実績値	906	1,064	1,363
		人/月	計画値	90	105	121
			実績値	92	110	134
	保育所等訪問支援	人日/月	計画値	2	2	2
			実績値	1	3	7
		人/月	計画値	2	2	2
			実績値	1	3	7
	医療型児童発達支援	人日/月	計画値	30	30	30
			実績値	45	24	16
人/月		計画値	2	2	2	
		実績値	3	2	1	
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	計画値	5	5	5	
		実績値	1	0	0	
	人/月	計画値	1	1	1	
		実績値	1	0	0	

②障害児相談支援等

項目		単位	計画・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援等	障害児相談支援	人/月	計画値	32	38	44
			実績値	32	39	45
	医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人/年	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	1

③子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

種類	定量的な目標（見込）（人）					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
保育所	583 (40)	539 (17)	683 (45)	578 (28)	683 (45)	593 (34)
認定こども園 （2号・3号）	35 (5)	67 (14)	40 (6)	72 (15)	40 (6)	70 (14)
地域型保育事業	38 (6)	39 (1)	38 (7)	38 (2)	38 (8)	43 (2)
幼稚園・認定こども園 （1号）	324 (40)	318 (52)	319 (40)	307 (62)	319 (40)	313 (66)
放課後児童健全育成事業	284 (10)	272 (13)	283 (10)	292 (18)	282 (10)	324 (18)

※（ ）内は障害者手帳や診断書を所持している子どもの数



第 32 回田原本町心身障害者・児作品展より

8 成果目標・障害福祉サービス等の見込み量

(1) 成果目標

①福祉施設の入居者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとする
とともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本とする。
- ・目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【田原本町としての成果目標】

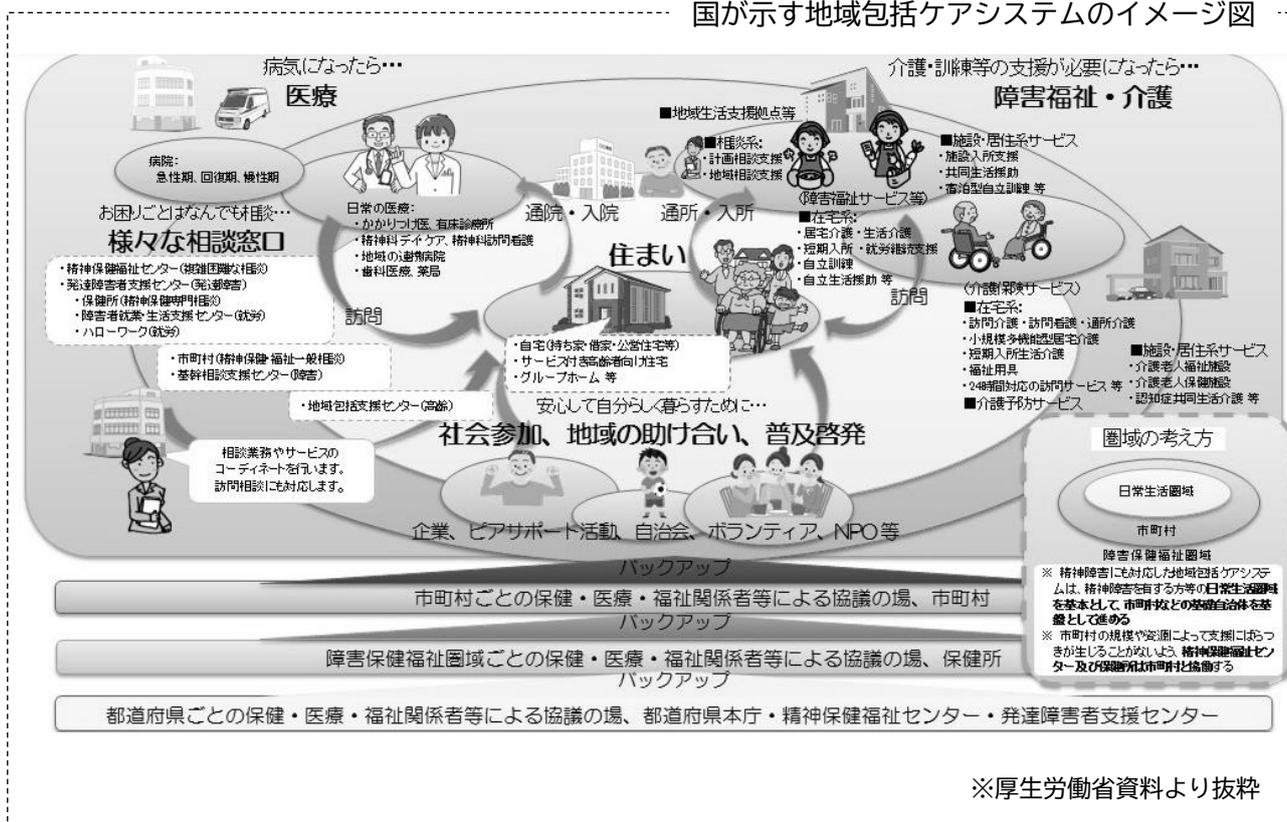
項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数 (A)	22人	令和5年3月31日時点の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数 (B)	20人	令和9年3月31日時点の施設入所者数
【目標値】削減見込	2人	(A) - (B)
【目標値】(A)のうち令和8年度までの地域生活移行者数 (C)	2人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
地域生活移行率	9%	(C) / (A) (6%以上)
入所者数削減率	9%	(A - B) / (A) (5%以上)

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましく、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

国が示す地域包括ケアシステムのイメージ図



【田原本町としての成果目標】

項目	数値
【目標値】令和8年度末までに協議の場の設置	1箇所(圏域)

【田原本町としての数値目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	18人	20人	22人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	13人	14人	15人

③地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【田原本町としての成果目標】

項目	数値
【目標値】令和8年度末までに地域生活支援拠点等の整備	1箇所(圏域)
【目標値】強度行動障害者への支援ニーズを把握し、支援体制を整備	整備(圏域)

※地域生活支援拠点の整備については、地域生活支援拠点の5つの役割を、地域における複数の機関が、分担して機能を担う体制を進めることを想定しており、「緊急時の受け入れ・対応」について、優先して取りこんでいく。

【田原本町としての数値目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた、運用状況の検証及び検討の回数	1回	1回	1回
地域生活支援拠点等の機能充実に向けたコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

④福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・各事業の、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。
- ⇒就労移行支援事業については、令和8年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ⇒就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
- ・一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【田原本町としての成果目標】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数（A）	2人	令和3年度に、福祉施設から就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数（B）	5人	令和3年度の移行実績（A）の1.28倍以上
【目標値】（B）のうち、就労移行支援事業利用者	1人	令和3年度の利用者数（0人）の1.31倍以上
【目標値】（B）のうち、就労継続支援A型事業利用者	1人	令和3年度の利用者数（0人）の1.29倍以上
【目標値】（B）のうち、就労継続支援B型事業利用者	3人	令和3年度利用者数（2人）の1.28倍以上

項目	数値	考え方
令和8年度末時点の就労移行支援事業所数（A）	1箇所	令和9年3月31日時点の就労移行支援事業所数
【目標値】（A）のうち、一般就労移行率が5割以上の事業所数	1箇所	全体（A）の5割以上

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業利用者数（A）	1人	令和3年度に就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】令和8年度の就労定着支援事業利用者数	2人	令和3年度の利用者数（A）の1.41倍以上
令和8年度末時点の就労定着支援事業所数（B）	1箇所	令和9年3月31日時点の就労移行支援事業所数
【目標値】（B）のうち、就労定着率が7割以上の事業所数	1箇所	全体（B）の2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ・令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【田原本町としての成果目標】

項目	数値
【目標値】令和8年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1箇所（設置済）
【目標値】障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	構築

項目	数値
【目標値】令和8年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	2箇所（設置済）
【目標値】令和8年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	2箇所（設置済）

項目	数値
【目標値】令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	設置
【目標値】令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置済

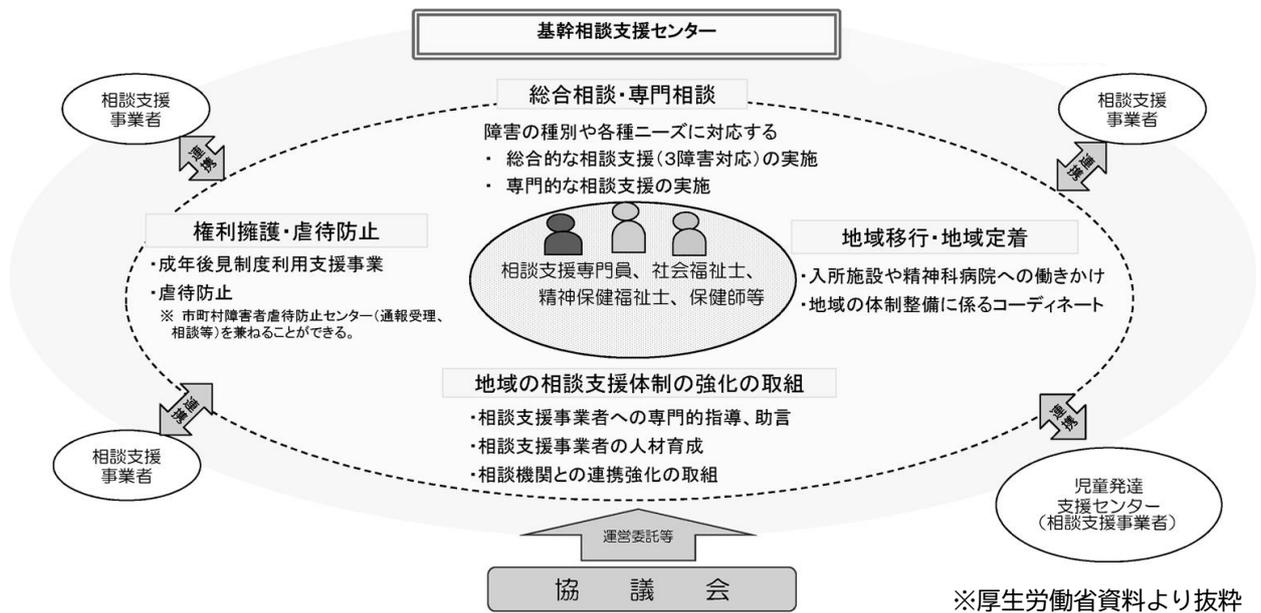
⑥相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。また、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

国が示す基幹相談支援センターの役割のイメージ図

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



【田原本町としての成果目標】

項目	数値
【目標値】令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置	設置に向けた調整・検討を進める※
【目標値】地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制を確保	確保

※圏域や広域での設置、または町内での体制整備に向けて、自立支援協議会等における関係機関を含めた調整や検討を進める。

【田原本町としての数値目標】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
	主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人
協議会における地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	11回	11回	11回
	協議会の専門部会の設置数	2部会	2部会	2部会
	協議会の専門部会の実施回数	11回	11回	11回

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【田原本町としての成果目標】

項目	数値
【目標値】令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	構築

【田原本町としての数値目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無	有	有	有
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回	1回	1回

(2) 障害福祉サービスの見込み

①訪問系サービス

【サービスの種類と内容】

項目	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,055	1,128	1,206
	人/月	82	84	86
重度訪問介護	時間/月	920	984	1,052
	人/月	4	4	4
行動援護	時間/月	980	1,048	1,121
	人/月	28	29	30
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	76	76	76
	人/月	4	4	4

【見込量の確保策】

利用者自身が自らの障害の状況等にあった事業所を選択できるよう、事業所等の情報提供を行います。事業所や近隣市町村とも連携しながら、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。また、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、障害程度や状況に応じたきめ細かいサービスを提供できるよう、県や事業所等と連携してサービスの質の向上を図ります。

②日中活動系サービス

【サービスの種類と内容】

項目	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(福祉型：障害者支援施設等において実施、医療型：病院や診療所等において実施)
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型：雇用契約を締結、B型：雇用契約の締結なし)
就労定着支援事業	一般就労した障がいのある人の就労に伴う生活面の課題に対応できるように、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人日/月	69	73	77
	人/月	17	18	19
短期入所（医療型）	人日/月	8	8	8
	人/月	2	2	2
生活介護	人日/月	1,777	1,901	2,034
	人/月	92	94	96
療養介護	人/月	9	9	9
自立訓練（機能訓練）	人日/月	22	22	22
	人/月	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	300	300	300
	人/月	16	16	16
就労選択支援	人/月		9	10
就労移行支援	人日/月	133	148	162
	人/月	9	10	11
就労継続支援A型	人日/月	513	532	551
	人/月	28	29	30
就労継続支援B型	人日/月	907	921	936
	人/月	63	64	65
就労定着支援	人/月	1	1	2

【見込量の確保策】

サービス等利用計画やモニタリング等からニーズを適切に把握するとともに、近隣市町村と連携しながら日中活動系のサービス提供事業所の参入動向も把握し、サービス見込量の確保を図ります。

特に、「自立訓練」や「就労移行支援」は訓練期間が定められていることから、磯城郡地域自立支援協議会等で、事業所あるいは関係機関との連携を図り、一般就労や就労継続支援事業の利用に結びつけるよう支援に取り組みます。

さらに、介助者のニーズが高く、レスパイトの役割や緊急時の利用が必要な「短期入所」について、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

③居住系サービス

【サービスの種類と内容】

項目	内容
共同生活援助	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言の他、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護等の日中活動と併せて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、理解力、生活力等を補うため、一定の期間に渡り、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行います。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (うち、重度障がい者)	人/月	43 (12)	44 (13)	45 (14)
施設入所支援	人/月	22	21	20
自立生活援助	人/月	1	1	1

【見込量の確保策】

「共同生活援助」については、施設や病院からの地域移行者のみならず、在宅生活を継続し、地域での自立を図る観点からも重要な役割を果たすことから、奈良県や東和圏域での調整のもとに必要な量の確保を図ります。また、町内においてグループホーム等の確保・整備を進められるよう、地域住民に対して障害や障がいのある人に対する理解を深めるための啓発を進めます。

「施設入所支援」については、利用者の意向等を踏まえ、退所可能な人については地域移行や地域での定着を支援するとともに、施設利用の必要な人が安心して利用できるよう努めます。

「自立生活援助」については、利用者の移行等を踏まえ、一人暮らしによる地域への移行を目指している人を支援します。

④相談支援（サービス等利用計画作成）

【サービスの種類と内容】

項目	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	48	50	52
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

【見込量の確保策】

一人ひとりの状態と意向に沿ってサービス支給決定が行われるよう、各種相談支援事業との連携を図るとともに、効果的な事業実施となるよう、関係機関のネットワークの構築を図ります。



第 32 回田原本町心身障害者・児作品展より

③地域生活支援事業

【必須事業】

① 相談支援事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援、また地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や困難事例への対応、成年後見制度利用支援事業等を実施し、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を配置し、相談支援事業者への指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般賃貸住宅への入居に支援が必要な人等に、入居手続きの支援や生活上の課題に必要な支援が受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人に、成年後見制度の利用についての必要な情報提供や助言等の支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適切に行う法人を確保できる体制の整備等、法人後見活動への支援を行います。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター	有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無

【見込量の確保策】

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止と早期発見・早期対応のための関係機関との連携等、体制の構築に向けて取り組めます。日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発に努め、庁内の関係各課との連携を強化し、利用を促進します。

② 意思疎通支援事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を設置する事業です。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	5	5	5
手話通訳者設置事業	人/月	2	2	2

【見込量の確保策】

引き続き必要なサービス量を確保するとともに、事業の周知を図り、サービス利用を促進します。

③ 日常生活用具給付等事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等を給付します。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ装具（消化管ストーマ、尿路ストーマや付属品）、紙おむつ、収尿器等を給付します。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	1,010	1,015	1,020
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1

【見込量の確保策】

必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知を図るとともに、障害特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

④ 移動支援事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人の外出あるいは目的地での移動のための支援を行うことにより、地域での生活及び社会参加を促進します。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/月	390	410	430

【見込量の確保策】

障がいのある人の地域における自立した暮らしや社会参加を促進する事業として重要であるため、利用者自身が自らの障害の状況等にあった事業所を選択できるとともに、事業者と利用希望者とをつなげられるよう情報提供に努めます。

⑤ 地域活動支援センター事業

【サービスの種類と内容】

事業名	事業の内容
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	<p>基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。</p> <p>Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。</p> <p>Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>Ⅲ型：運営年数がおおむね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障害者団体等が実施する通所による事業。</p>

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所	4	4	4
	人/年	6	6	6

【見込量の確保策】

昼間の居場所として重要な役割を果たす地域活動支援センターについて、事業所と連携し利用対象者への情報の提供を図ります。また、町の地域活動支援センターは令和6年4月から田原本駅前ビルへ移転し、利便性を高め、地域生活支援の促進が図られるよう、活動内容の充実に努めます。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話を用いた会話及び通訳ができる住民の養成、手話奉仕員の養成を行います。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	15	15	15

【見込量の確保策】

手話奉仕員の養成講座開催について、住民に広く周知し、参加者の増加を図ります。

⑦ 理解促進研修・啓発事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
理解促進研修・啓発事業	障害の特性を誰でも理解できるよう解説していくため、教室やイベント・広報活動を通じて、必要な配慮や理解を促し、知識の浸透率を高めていきます。また、外見からはわからない障がいがある人（知的障害や精神障害、発達障害、内部障害、ヘルプマークを利用している人等）に対して、重点的に取り組む必要があります。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

【見込量の確保策】

障害の特性を理解するための広報活動に取り組みます。また、磯城郡地域自立支援協議会等を通じて、近隣市町村や事業所と協力し、障がいのある人の理解を深めるためのイベントや広報活動に取り組みます。

⑧ 自発的活動支援事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

【見込量の確保策】

ピアサポーターの育成や災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等に対して各種事業所との連携を図るとともに、効果的な事業実施となるよう、関係機関のネットワークの構築を図ります。また、災害対策は協働・連携の視点が重要であることから、住民の活動への支援と合わせ、町としても田原本町地域防災計画に基づいた、障がいのある人や医療的ケアを必要とする人に対する支援を進めます。

【任意事業】

① 訪問入浴サービス事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/月	3	3	3

【見込量の確保策】

障がいのある人に対し入浴の機会を提供するとともに、介助者の負担軽減を図るため、利用対象者への周知を図ります。

② 更生訓練費給付事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費給付事業	人/月	1	1	1

【見込量の確保策】

障がいのある人の自立した暮らしを支援するため、今後とも十分にサービスを確保できるよう努めます。

③ 日中一時支援事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
日中一時支援事業	障がいのある人に対して事業所等において日中活動の場を提供し、日常的に介護をしている家族等の一時的な休息の確保を図ります。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/月	6	6	6

【見込量の確保策】

日常的に介護をしている家族等へのサポートは必要不可欠と考えられるため、今後とも十分にサービスを確保できるよう努めます。

④ 社会参加支援事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人の交流、余暇活動の充実等を図ります。
点字・声の広報等発行事業	社会生活上必要な情報を点字やテープ及びデイジーにより、視覚障がいのある人の社会参加促進を図ります。
奉仕員養成研修事業	要約筆記奉仕員の養成講座を開催します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許を取得する場合の費用及び改造費用の補助を行います。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	150	150	150
声の広報発行事業	人/月	4	4	4
奉仕員養成研修事業	人/年	6	6	6
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	1	1	1

【見込量の確保策】

「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」は、障がいのある人の交流、余暇活動の充実等を図る事業であることから、実施時期、参加対象者、実施方法等を検討し、事業の充実を図ります。

「点字・声の広報発行事業」は、事業の周知を図り、引き続き利用者の増加を図ります。

「奉仕員養成研修事業」は、要約筆記奉仕員の養成講座の開催について、住民等に広く周知し、参加者の増加を図ります。

「自動車運転免許取得・改造助成事業」は、障がいのある人の自立を促進するためにも、自動車運転免許を取得する場合の費用及び改造費用の補助制度についての周知に努めます。

④障害児福祉計画

①障害児通所支援

【サービスの種類と内容】

項目	内容
児童発達支援	<p>児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2種類に大別されます。</p> <p>①児童発達支援センター 通所支援の他、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」や「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなど地域支援を実施します。</p> <p>②児童発達支援事業 通所利用の障がいのある児童に対する支援を行う身近な療育の場を提供します。</p>
放課後等デイサービス	<p>学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。</p>
保育所等訪問支援	<p>保育所等を現在利用中の障がいのある児童(今後利用予定も含む)が、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。</p>
医療型児童発達支援	<p>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた児童に対して、児童発達支援に加えて身体の状態により、治療も行います。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。</p> <p>障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。</p>

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	911	1,102	1,333
	人/月	130	157	190
放課後等デイサービス	人日/月	1,649	1,995	2,413
	人/月	164	198	240
保育所等訪問支援	人日/月	7	7	7
	人/月	7	7	7
医療型児童発達支援	人日/月	28	28	42
	人/月	2	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	1	1	1

【見込量の確保策】

障がいのある児童の障害種別や年齢別等のニーズに応じた、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援を、障がいのある児童とその家族が受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。

令和4年度から教育部局と連携し、それぞれの担当で学校訪問を行っています。訪問では先生方へ障害児通所サービス等についての丁寧な説明を行い、学校側の福祉サービスへの理解が深まるよう、環境づくりに取り組んでいます。



第32回田原本町心身障害者・児作品展より

②障害児相談支援等

【サービスの種類と内容】

項目	内容
障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援等のサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	県で行う医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を受講したコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行います。

【見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	50	55	60
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	1	1	1

【見込量の確保策】

関係機関での連携を強化し、障害の疑いがある段階からの障がいのある児童本人や家族に対する継続的な相談支援を行います。

医療的ケア児に対しても、県や圏域と連携してコーディネーターを配置し、継続した支援を行います。また、各事業所や計画相談支援等の関係機関における、情報共有も含めた連携強化を図るとともに、医療的ケア児コーディネーターを活用した相談体制の整備を進めます。

③発達障害への支援

【サービスの種類と内容】

項目	内容
ペアレントトレーニング	保護者等を対象に、子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークをとおして学び、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進等を目的とした支援を行います。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした支援を行います。
ピアサポート活動	同じ悩みをもつ当事者や家族等が集まり、悩みを共有する機会の提供を行います。

【取組の方向性等】

発達の遅れ、疾病や障害の疑いのある児童に対する早期対応・早期療養をはじめとする発達支援事業の推進を図るとともに、乳幼児期から学童期・思春期までの一貫した発達支援体制の構築に努めます。また、保護者等がペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の講習が受けられるように、県との連携を強化し、実施体制の整備に努め、ピアサポート活動等、発達障害への支援に関する情報提供を進めます。

③子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が希望に沿った利用ができるよう、障がいのある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、受け入れ体制として以下を目標とします。

【定量的な目標設定】

種類	令和4年度末 実績（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	578（28）	600（33）	500（28）	500（28）
認定こども園 （2号・3号）	72（15）	60（12）	160（33）	160（33）
地域型保育事業	38（2）	57（3）	57（3）	57（3）
幼稚園・認定こども園 （1号）	307（62）	310（62）	325（64）	325（64）
放課後児童健全育成事業	292（18）	320（18）	330（18）	340（19）

※（ ）内は障害者手帳や診断書を所持している子どもの数
（見込み値は直近の実績値をもとに算出。田原本町子ども・子育て支援事業計画における数値とは異なる場合がある。）

(1) 田原本町障害者計画等策定委員会規則

平成26年9月16日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、田原本町附属機関に関する条例（平成26年田原本町条例第13号）第2条の規定に基づき、田原本町障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 田原本町障害者計画及び田原本町障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、障害者計画等に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 障害福祉に関係する団体の代表

(2) 関係行政機関の代表

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から障害者計画等の策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 策定委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 障害者計画等を策定する年度内において最初に開かれる策定委員会の会議は町長が、それ以降の会議は会長が招集する。

2 策定委員会の会議は、会長がその議長となる。

3 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日規則第6—2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月28日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 田原本町障害者計画等策定委員会委員名簿

区分	所属・役職等	氏名	備考
障害福祉に 関係する 団体の代表	田原本町身体障害者福祉協会の代表	金子 文子	田原本町身体障害者福祉協会会長
	社会福祉法人なら桜桃会の代表	堀川 賀英子	社会福祉法人なら桜桃会理事兼評議員
	磯城郡肢体不自由児者父母の会の代表	北川 佳代子	磯城郡肢体不自由児者父母の会
	精神障害者地域家族会のだみ会の代表	岩田 八千代	
	田原本町民生児童委員協議会の代表	村田 稔治	田原本町民生児童委員協議会会長
	知的障害者相談支援事業委託者の代表	藤本 勇樹	田原本町社会福祉協議会
	精神障害者相談支援事業委託者の代表	高橋 健太	社会福祉法人 萌
	磯城郡地域自立支援協議会の代表	坂本 憲哲	特定非営利活動法人 団栗会
	田原本町ボランティア連絡協議会の代表	米田 正子	田原本町ボランティア連絡協議会会長
	田原本町医師会の代表	根元 成佳	田原本町医師会長
関係行政 機関の代表	奈良県中和保健所の代表	富岡 公子	奈良県中和保健所嘱託医
	奈良県中和福祉事務所の代表	南 英延	奈良県中和福祉事務所所長
	田原本町副町長	高江 啓史	
		※任期：～令和6年1月15日	
	田原本町 町長公室長	中辻 勇	
		※任期：令和6年1月16日～	
田原本町教育委員会教育長	山田 忠志		
町長が必要 と認める者	田原本町議会厚生建設委員会委員長	杉岡 雅司	
学識経験者	大阪公立大学大学院リハビリテーション学研究科教授	◎横井 賀津志	

◎：障害者計画等策定委員会における会長

(3) 計画策定経過

年月日	事項	内容
令和6年 1月12日	第1回 田原本町 障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会長の選任について (2) 計画の概要と策定スケジュールについて (3) 田原本町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）について (4) その他
令和6年 1月26日 ～令和6年 2月14日	パブリックコメント	計画書（素案）について、広く町民等に公表し、ご意見をいただくためにパブリックコメントを実施。ホームページと健康福祉課窓口で閲覧できるようにし、意見を募集した。
令和6年 2月27日	第2回 田原本町 障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 田原本町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（原案）について (2) その他

(4) 用語の説明

【あ行】

●アクセシビリティ

「近づきやすさ」「利用のしやすさ」「便利であること」を意味する英語の accessibility が語源。高齢者や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が機器・サービス・情報を円滑に利用できることを示す。

●アセスメント

障害者雇用に関して、個人の能力や希望に応じて働く力を伸ばし、雇用の拡大や職場への定着を進めてそれぞれが活躍できるように、人材を適切かつ客観的に調査・評価すること。

●インクルージョン

障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちを含めて、包括した教育の取組や地域社会への参画を進めること。

●一般就労

企業等への就職（就労継続支援 A 型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業のこと。

●医療的ケア

高齢者や重度の障がいのある人が介護の中で受ける医療的な行為。具体的には、たん吸引（口腔、気管など）経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）など。

【か行】

●合理的配慮

障害者基本法の改正にともない、基本原則にあげられた言葉。その中では「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

【さ行】

●児童福祉法

児童の出生・育成が健やかであり、かつ、その生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。

●社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

●新型コロナウイルス感染症

令和元年の終わりごろに発生し、世界中に感染が拡大した感染症。正式名称は「COVID-19」。

●人権週間

毎年12月10日を最終日とする1週間を、「人権週間」と定めており、その期間中、各関係機関及び団体の協力の下、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため全国各地においてシンポジウム・講演会・座談会・映画会等を開催するほか、テレビ・ラジオなど各種のマスメディアを利用した集中的な啓発活動を行っている。

●生活習慣病

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）。

●成年後見制度

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

●デイジー

デイジーとは、Digital Accessible Information Systemの略(DAISY)で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。ここ数年来、視覚障がいのある人や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書国際標準規格として、50カ国以上の会員団体で構成するデイジーコンソーシアム(本部スイス)により開発と維持が行なわれている情報システムを表している。

●特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査とは、生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を早期に発見するための検査(腹囲や身長、体重、血圧、血液など)。

特定保健指導は、特定健康診査で基準以上の場合、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、生活習慣病の有病者・予備群を減少させること(病気の予防)を目的としている。

【は行】

●発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他低年齢児に発症した脳機能障害のこと。

●ヘルプマーク

外見からは分かりにくくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

【ま行】

●モニタリング

ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること。

【ら行】

●レスパイト

「休息」や「息抜き」を意味する英語の respite をもとにした言葉。介護や介助をしている方が休息を取れるようサポートを行うこと。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行：奈良県田原本町

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1

TEL：0744-34-2090

FAX：0744-32-2977

編集：田原本町健康福祉部健康福祉課障害福祉係